

議案第49号

里庄町水道事業給水条例の一部改正について

里庄町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年9月4日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）の施行に伴い、指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制が導入されたことから、登録更新手数料を新たに定める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和元年9月 日公布
里庄町条例第 号

里庄町水道事業給水条例の一部を改正する条例

里庄町水道事業給水条例（平成8年里庄町条例第9号）の一部を次のように改正する。
第34条に次の1号を加える。

（4） 指定給水装置工事事業者登録更新手数料 1件につき 10,000円

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。